

# 令和8年度 集団指導

## 認知症対応型共同生活介護

大田区福祉部福祉管理課  
法人指導担当



大田区公式PRキャラクター

はねびよん

# 令和8年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項
- 3 その他の運営基準

# 令和8年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項
- 3 その他の運営基準

# 1 指導について

- 〈目的〉 ● **介護給付等対象サービスの質の確保**  
● **保険給付の適正化**

## 介護保険サービス事業者等

利用者の尊厳を守り、かつ、質の高いサービス提供が求められる。

### 周知の徹底

**介護給付等対象サービスの取扱い**

**介護報酬の請求**

#### 〈集団指導〉

介護保険制度に基づくサービスを適正に行うため、事業者に対し、必要な情報を伝達・共有する。

※一定の場所に事業所職員を集める集合形式又はオンライン等を活用した動画配信形式

#### 〈実地指導〉

介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況の確認のため、実地で行う。

# 1 指導について

## 基本的な実地指導の流れ

約 1 か月前

区から事業所へ実地指導の**実施通知**を送付



約 2 週間前

事業所から区へ**事前提出書類**を提出



当日

事業所において**実地指導**



実地指導後約 1 か月

区から事業所へ実地指導の**結果通知**を送付



結果通知発出後約 1 か月

文書での改善が必要と認められた場合は、事業所から  
区へ**改善状況報告書**を提出

# 令和8年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項**
- 3 その他の運営基準

# 主な指摘事項（1）利用料等の受領

## 指摘事項

- ✓ 処遇上必要となった福祉用具の費用を利用者が負担している

## 運営基準

- ◆ 個人の希望で利用する場合を除き、処遇上必要となった福祉用具は介護報酬に含まれるため、利用者負担を求めることができない。  
徴収不可な品目の例：車いす、歩行器、杖、体位変換用クッション、ポータブルトイレ、特殊寝台等

### <参考資料>

大田区通知「利用者からの費用徴収について」平成28年6月24日付け28福介発第10643号

- ◆ また、食材料費、理美容代、おむつ代、その他の日常生活費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

## 主な指摘事項（2）身体的拘束等の適正化


### 指摘事項

- ✓ 身体的拘束等を行うに当たって、緊急やむを得ない場合の検討が行われていなかった
- ✓ 身体的拘束等をしている際の記録（態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由）を作成していなかった

### 運営基準

- ◆ 指定認知症対応型共同生活介護事業者（以下、「事業者」とする。）は、指定認知症対応型共同生活介護（以下、「サービス」とする。）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（10ページ～参照）を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ◆ 事業者は、前述の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

### 【身体拘束廃止未実施減算】

 身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない場合及び身体的拘束等適正化のための措置（13ページ参照）を講じていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで（最低3月）、利用者全員について基本報酬が減算（所定単位の100分の10）

## 身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為(例)

身体拘束に該当する行為か判断する上でのポイントは、「本人の行動の自由を制限しているかどうか」です。

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」より

## 緊急やむを得ない場合の三つの要件①

すべて満たす状態であることを、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録する。

## 切迫性

## 本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

☞ この判断を行う前に特に確認すべきポイント

- ✓ 身体拘束をしない場合、本人等の生命または身体がどのような危険にさらされるのか
- ✓ それはどのような情報から確認できるのか
- ✓ 他の関係機関や医療職はどのような見解を持っているのか

## 一時性

## 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

➤ 例えば、本人自身あるいは他者に危害が及ぶような場合、緊急やむを得ない場合に該当する可能性はあるが、環境が整った時間帯においては該当しない可能性がある。

☞ この判断を行う前に特に確認すべきポイント

- ✓ 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。それは何月何日の何時から何月何日の何時までなのか。また、1日のうちの何時から何時までなのか。
- ✓ その判断にあたり、本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関で検討したか

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」より

## 緊急やむを得ない場合の三つの要件②

すべて満たす状態であることを、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録する。

### 非代替性

#### 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを、組織で確認する必要がある。

- 例えば、点滴を自分で抜いてしまう方に対して、点滴が視界に入らないように位置を工夫する、かゆみを減じるためにガーゼの種類を工夫する、といった方法が考えられる。
  - 認知症の行動・心理症状がある場合も、そこには何らかの原因があるため、身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討することが重要である。
  - また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。
  - 身体拘束を行わない方法について事前に研修等で検討したり、外部の有識者等からの助言を得たりすることも有用である。
- 代替方法を考えるスキルを事業所全体で高めあうことが重要となる。

👉 この判断を行う前に特に確認すべきポイント

- ✓ 身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を洗い出すことができているか
- ✓ 代替方法の洗い出しにあたり、複数の職員や多職種での検討を行ったか
- ✓ 代替方法を実際行ってみた結果について十分に検討できているか
- ✓ 代替方法の洗い出しにあたり相談できる外部有識者・外部機関はないか

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」より

## 主な指摘事項 （2）身体的拘束の適正化

### 記録の作成

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の本人の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

- ✓ 「切迫性」「非代替性」「一時性」それぞれについて、なぜその要件を満たしていると判断したのか、具体的に記録しているか
- ✓ 再検討を行うごとに逐次その記録を加えているか
- ✓ 今後どのようなケアをすることによって改善するか、丁寧に記入しているか
- ✓ 本人の状態や、家族の意見についても記録しているか
- ✓ 本人の意思については、身体を拘束することに対して理解が得られたような言葉が聞かれたとしても、認知症等の状態から、本当に理解してその言葉を発しているとは限らないため、慎重な判断を組織で行ったか

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」より

#### <参考資料>

厚生労働省 「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」  
(PDF形式)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001643323.pdf>



# 主な指摘事項（2）身体的拘束の適正化

## 運営基準

身体的拘束等の適正化を図るための措置

### ①委員会を3月に1回以上開催すること

- 結果について、従業者に周知徹底を図ること  
※周知徹底したことがわかるようにしてください  
（措置例）委員会結果議事録を従業者に回覧し、確認日やサインをもらっておく
- 【検討事項】 報告様式を整備すること、発生ごとの記録、事例の集計・分析、発生原因・結果等のとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策の検討、適正化策を講じた後にその効果についての評価 等

### ②指針を整備すること

- 【盛り込む項目】 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方、委員会等その他事業所内の組織に関すること、職員研修に関する基本方針、発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針、当該指針の閲覧に関する基本方針 等

### ③研修を年2回以上実施すること

- 実施内容を記録すること



**【身体拘束廃止未実施減算（再掲）】**

**①～③の措置が適切に行われていない場合は減算が適用**

## 主な指摘事項（3）認知症対応型共同生活介護計画の作成

### 指摘事項

- ✓ 認知症対応型共同生活介護計画（以下、「個別支援計画」とする。）の作成に当たって、利用者の心身の状況等の記録がない
- ✓ 複数の利用者の個別支援計画（目標や提供するサービス）が同一の事例
- ✓ 個別支援計画が一定期間作成されていない
- ✓ 個別支援計画の実施状況の把握が行われていない

### 運営基準

- ◆ 計画作成担当者が個別支援計画の作成に関する業務を担当すること
- ◆ 計画作成担当者は、**利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて**、他の介護従業者と協議の上、**援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画を作成しなければならない**
- ◆ 個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して**説明**し、利用者の**同意**を得て**交付**しなければならない
- ◆ 個別支援計画の作成後、個別支援計画の**実施状況の把握**を行い、必要に応じて個別支援計画の**変更を行うこと**

# 主な指摘事項（４）業務継続計画

## 指摘事項

- ✓ 業務継続計画の研修及び訓練が実施されていなかった

## 運営基準


業務継続計画に必要な措置

- ① 業務継続計画（感染症・災害）を策定し、必要な措置を講じること
- ② 研修を年2回以上実施すること
- ③ 訓練を年2回以上実施すること

※研修及び訓練の実施した際は、記録に残すなど実施した内容などがわかるようにしてください

- ④ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと

### 【業務継続計画未策定減算】

 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、基準を満たさない事実が生じた時点（令和6年4月※）まで遡及して減算（所定単位の100分の3）が適用

※ただし、「感染症の指針」及び「非常災害に関する具体的計画」が策定されている場合は、令和7年3月までは減算を適用しない。

## 主な指摘事項（４）業務継続計画

### <参考資料>

厚生労働省HP「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/  
kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)



# 主な指摘事項（5）感染症の予防及びまん延防止

## 指摘事項

- ✓ 感染症の予防及びまん延防止のための委員会や訓練が実施されていなかった

## 運営基準

感染症の予防及びまん延防止のための措置

### ①委員会をおおむね6月に1回以上開催すること

- 結果について、従業者に周知徹底を図ること

※周知徹底したことがわかるようにしてください。

（措置例）委員会結果議事録を従業者に回覧し、確認日やサインをもらっておく

### ②指針を整備すること（指針の内容は「介護現場における感染対策の手引き」を参考にしてください。※18ページ参照）

### ③研修を年2回以上実施すること

### ④訓練を年2回以上実施すること（発生時の事業所内の役割分担の確認、感染対策をした上でのケアの実習等）

※研修及び訓練を実施した際は、記録に残すなど実施した内容などがわかるようにしてください

## 主な指摘事項（5）感染症の予防及びまん延防止

### <参考資料>

厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」（PDF形式）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>



厚生労働省HP「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)



# 主な指摘事項（6）看取り加算

## 指摘事項

- ✓ 利用者の介護に係る計画が作成されていないにも関わらず、看取り加算を算定していた

## 加算要件

厚生労働大臣が定める利用者基準及び施設基準に適合している場合に算定が可能

加算を算定する際は、要件を満たしていることが客観的にみて明らかになるようにしてください

### ●利用者基準

- ① 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等から説明を受け、当該計画について同意している者
- ② 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者
- ③ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求めに応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者

### ●施設基準

- ① 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること
- ② 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと
- ③ 看取りに関する職員研修を行っていること

# 令和8年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項について
- 3 その他の運営基準**

# その他の運営基準

## （1）虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するための措置

### ①委員会を定期的を開催すること

- 結果について、従業者に周知徹底を図ること

※周知徹底したことがわかるようにしてください

（措置例）委員会結果議事録を従業者に回覧し、確認日やサインをもらっておく

- 【検討事項】委員会等事業所内の組織に関すること、指針の整備に関すること、職員研修に関すること、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること、虐待を把握した際の通報に関すること、虐待発生原因等の分析と再発防止策に関すること、再発防止策の効果の評価に関すること 等

### ②指針を整備すること

- 【盛り込む項目】事業所における虐待の防止に関する基本的考え方、事業所内の組織に関すること、職員研修に関すること、虐待発生時の対応方法、虐待発生時の相談・報告体制、成年後見制度の利用支援に関すること、苦情解決方法、指針の閲覧に関すること 等

### ③研修を年2回以上実施すること

- 実施内容を記録すること

# その他の運営基準

## （1）虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するための措置

- ④虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 委員会の責任者と、同一の従業者が務めることが望ましい
  - 担当者が誰なのか、明確にすること

### 【高齢者虐待防止措置未実施減算】

➡ ①～④の措置が適切に講じられていない場合、  
事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで（最低3月）、  
利用者全員について基本報酬が減算（所定単位の100分の1）

☺「虐待の防止のための措置に関する事項」を、運営規程に定めることも義務付けられています。

<参考資料>

東京都福祉保健財団HP

「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集」

<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/link/>



# その他の運営基準

## （2）協力医療機関

1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、区への届出が必要です。

- ◆ 提出書類 ①「協力医療機関に関する届出書」  
②協力医療機関との協定内容がわかる書類（協定書等の写し）
- ◆ 提出期限 各年度末までに、1年に1回以上提出



## （3）運営推進会議

提供しているサービス内容等明らかにすることで、利用者の「抱え込み」を防止することにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置します。

- ◆ 開催回数 おおむね2月に1回以上
- ◆ 構成員 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等
- ◆ 記録の作成 事業所からの活動内容等の報告、運営推進会議からの評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表すること

# その他の運営基準

## （４）自己評価及び外部評価

1年に1回以上、自己評価及び外部評価を行い、その結果を公表※することが義務付けられています。  
外部評価は、東京都における福祉サービス第三者評価又は運営推進会議を活用した評価のいずれかを選択して実施してください。

※【公表方法】入居者及びその家族への提供、事業所内の掲示、区窓口・地域包括支援センターへの設置、インターネットの活用 等

### <参考資料>

厚生労働省通知「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について

厚生労働省通知「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合をに限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」

東京都「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針」

## その他の運営基準

（５）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

**令和9年度より義務化  
（令和8年度は努力義務）**

介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため設置する。

- ◆ 開催頻度 定期的に開催すること（各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい）
- ◆ 構成員 管理者、ケア等行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい

### <参考資料>

厚生労働省「介護サービス事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン（各サービス共通冊子）」（PDF形式）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001545559.pdf>



厚生労働省HP「介護分野の生産性向上 ～お知らせ～」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>  
※上記ガイドラインのサービス別冊子等が掲載されています。



## 参照法令等

- 介護保険法  
平成9年12月17日法律第123号
- 介護保険法施行規則  
平成11年3月31日厚生省令第36号
- 区条例第9号  
平成25年3月15日大田区条例第9号  
「大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例」
- 基準省令解釈通知  
平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号  
「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
- 厚労告第126号  
平成18年3月14日厚生労働省告示第126号  
「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- 留意事項通知  
平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号  
「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

# 確認報告フォームの提出について



大田区公式PRキャラクター

はねびよん

## 【提出方法】

（1）eラーニングで視聴した場合

eラーニング上の回答フォームにより、提出してください。

（2）YouTubeで視聴した場合

区ホームページから、LoGoフォームにより、提出してください。

## 【提出期限】

令和8年9月30日（水）